

「コミュニティ・スクールの導入に向けた取り組みについて」

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みについて

- ・コミュニティ・スクールは、保護者、地域住民の代表者からなる学校運営協議会と学校が協力して、「地域とともにある学校づくり」をつくるための仕組みである。

2 国の動向について

- ・平成 29 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、各市町村教育委員会にコミュニティ・スクールの導入に対する努力義務を課す。
- ・「社会総がかりでの教育」「地域とともにある学校づくり」を実現するためには、コミュニティ・スクールが必要であると述べる。

3 県の方針について

- ・「コミュニティ・スクール導入ガイダンス」を作成し、コミュニティ・スクールの必要性を各市町村教育委員会に周知する。
- ・各市町村の「教育振興基本計画」にコミュニティ・スクールの推進を盛り込むように述べる。

4 成田市の方針及び取り組み

経過

- ・成田市学校教育振興基本計画（平成 28 年 3 月策定）の基本目標 6「社会の変化に対応した教育を推進する」の中で、「学校・家庭・知己の連携による取組の促進」を掲げ、「コミュニティ・スクールの実施に向け、本市にふさわしいあり方を研究します」とする。
- ・平成 31 年 3 月、成田市教育委員会は、県担当者より、コミュニティ・スクール導入に係る基本的な考え方等について説明を受ける。

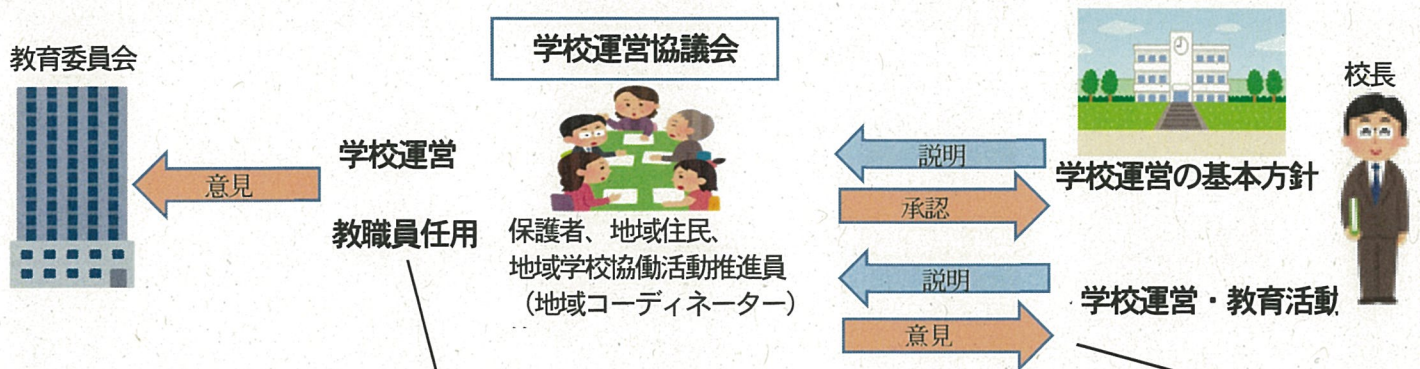
- ・令和 2 年度より、近隣市町の情報を収集し、市の実態に合った導入方法を検討する。
- ・令和 3 年 8 月 27 日、市内学校管理職と教育委員会職員等 11 名を委員とする「コミュニティ・スクール導入検討委員会」(以下導入検討委員会)を立ち上げる。
同日、第一回導入検討委員会会議を開催し、導入方法や導入時期 について協議する。この会議において、コミュニティ・スクール導入時期は、令和 5 年度とすることが適当であることを確認する。
- ・令和 3 年 9 月 29 日、市校長会議で、コミュニティ・スクール導入に向けた取り組みを説明し、各学校長へ協力を依頼する。

今後の取組

- ・定期的に導入検討委員会を開催し、具体的な導入時期や導入方法などについて決定する。
- ・導入検討委員会に寄せられる各学校長の意見に向き合い、学校と協力しながら協議を進める。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

☆保護者や地域住民等が、一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組み



教職員の任用に関しては、**教育委員会規則に定める事項について**、教育委員会に意見を述べるすることができます。

(例) ×英語教育に力を入れたいので、〇〇先生を配置してほしい。

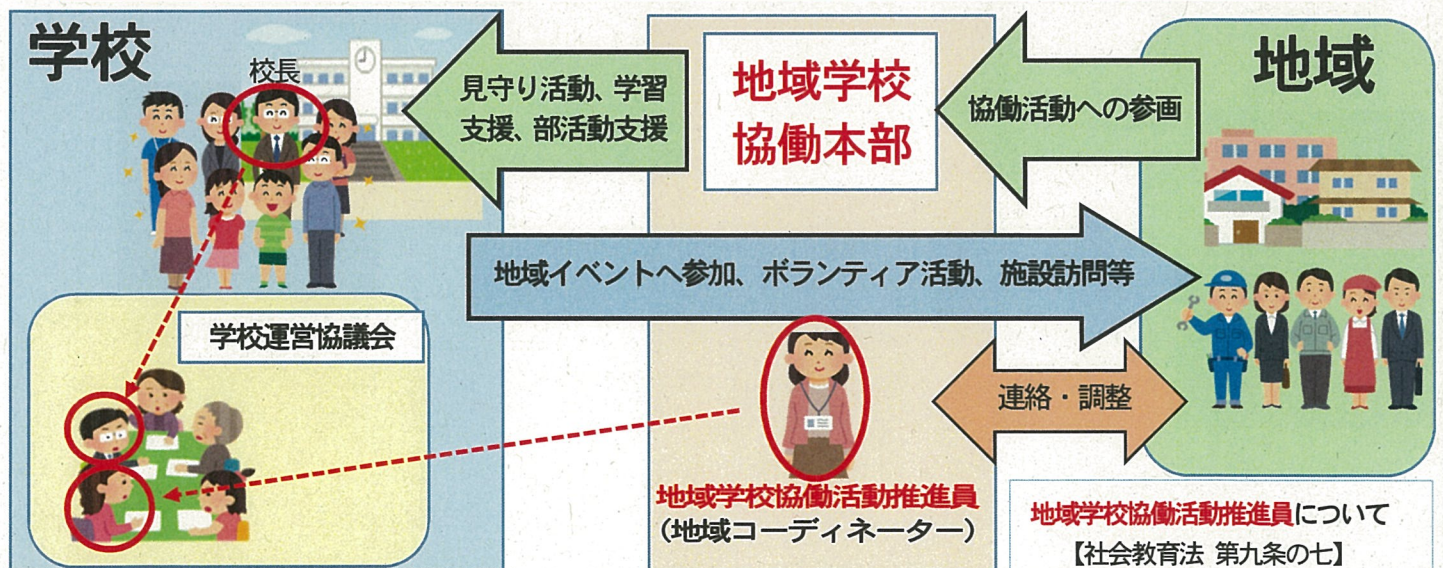
○英語教育に力を入れたいので、英語が堪能な教員を配置してほしい。

学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

さらに「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が一体的に機能する

「学校」と「地域学校協働本部」と「地域」の関係

☆目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進される



「地域学校協働本部」の機能

- ①コーディネート機能(学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保等)
- ②多様な活動(より多くの地域住民の参画による特色のある取組の推進)
- ③継続的な活動(多様な活動の継続的・安定的実施)

地域学校協働活動推進員について

【社会教育法 第九条の七】

地域学校協働活動推進員は、学校関係者や地域の方々との連絡調整、地域のボランティア・講師の確保、活動の企画調整を行います。

(平成 29 年 3 月改)

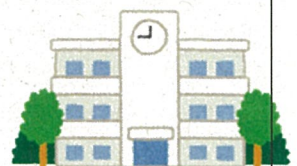
千葉県コミュニティ・スクール(令和2年7月1日現在)

【市川市】幼稚園6園、小学校38校、中学校15校、義務教育学校1校、特別支援学校1校

【習志野市】小学校1校 【柏市】小学校14校、中学校7校 【山武市】小学校1校、中学校1校

【睦沢町】小学校1校、中学校1校 【長南町】小学校1校 【君津市】小学校1校、中学校1校

【県立学校】高等学校5校、特別支援学校2校



Ⅰ. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について国の動向

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」に有効なツールです

コミュニティ・スクールは主に3つの機能を備えます。この内容については、法律上「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(令和2年4月から)に規定されています。

【コミュニティ・スクール主な3つの機能】

- ①校長の作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる

関係法令の整備 (国の方針)

平成27年12月

中央教育審議会答申→全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

平成29年3月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の改正(同年4月施行)
→学校運営協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

令和2年4月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6が「第47条の5」に改正

II. コミュニティ・スクールのメリットと魅力

メリット

①組織的・継続的な体制の構築 ⇒ 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

②当事者意識・役割分担 ⇒ 社会総掛かり

学校運営協議会を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③目標・ビジョンを共有できる

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持つことができます。

魅力

①子供にとっての魅力

- 様々な支援を得られると、子供たちの学びや体験活動の選択肢が充実します。
- 多くの大人と活動することで、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の方々と協働することで、地域の担い手としての自覚が高まります。
- 地域学校協働活動の防犯等の取組によって安心・安全な生活ができます。

②教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の方々の協力を得ることで、結果的に子供と向き合う時間が確保できます。

③保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感が生まれます。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

④地域の人々にとっての魅力

- 自身のスキルを生かすことで、生きがいややりがいを感じることができます。
- 学校と社会的につながり、地域のよりどころができます。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築が期待できます。

Ⅲ. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた県の方針及び各市町村教育委員会に求められる役割

1. 県の方針

社会総がかりで子供たちを育むため、コミュニティ・スクールを導入することで、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築を図る。そのために県内全ての県立学校へ推進を図るとともに、各市町村（政令市を除く）公立学校への導入を促進する。

各市町村（政令市を除く）に向けた取り組み

- ・国からの情報や制度を提供・周知する
- ・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入ガイドンス」（本冊子）の作成
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入に際しての助言
- ・「コミュニティ・スクール市町村担当者会議」の実施

2. 各市町村教育委員会に求められる役割

所管の各公立学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められます。そのために各市町村「教育振興基本計画」へ位置づけることが必要となります。

また、地域住民や保護者等に対して、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要となり、学校と地域のビジョンと推進目標の明確化が図られます。

各市町村「教育振興基本計画」への位置づけ



「ビジョン」と「推進目標」の明確化

各市町村に期待される取組

- ・学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発
- ・コミュニティ・スクール未導入校における設置の推進(国の支援事業〔CS マイスター派遣制度、コミュニティ・スクール推進体制構築事業等〕の積極的活用)
- ・地域住民や保護者等のコミュニティ・スクールへの参画を促進する。
- ・地域協働活動を担う関係機関・団体等との連携・協働を促進する。